

ホットな

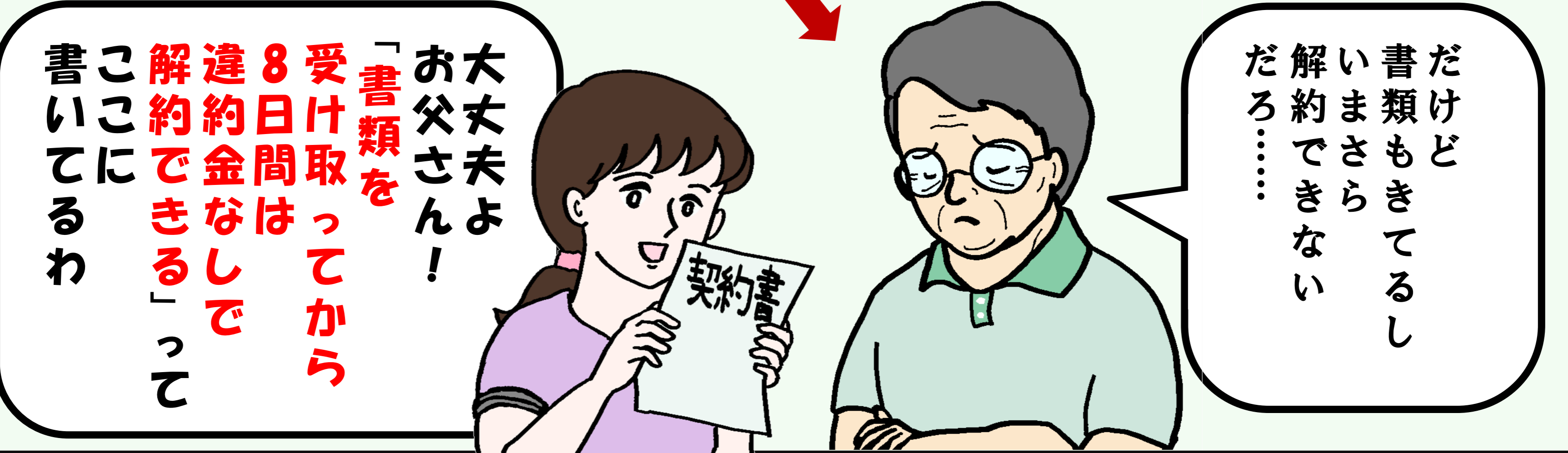
消費者ニュース



～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！ VOL. 50

電気通信サービスの初期契約解除制度ができました！の巻

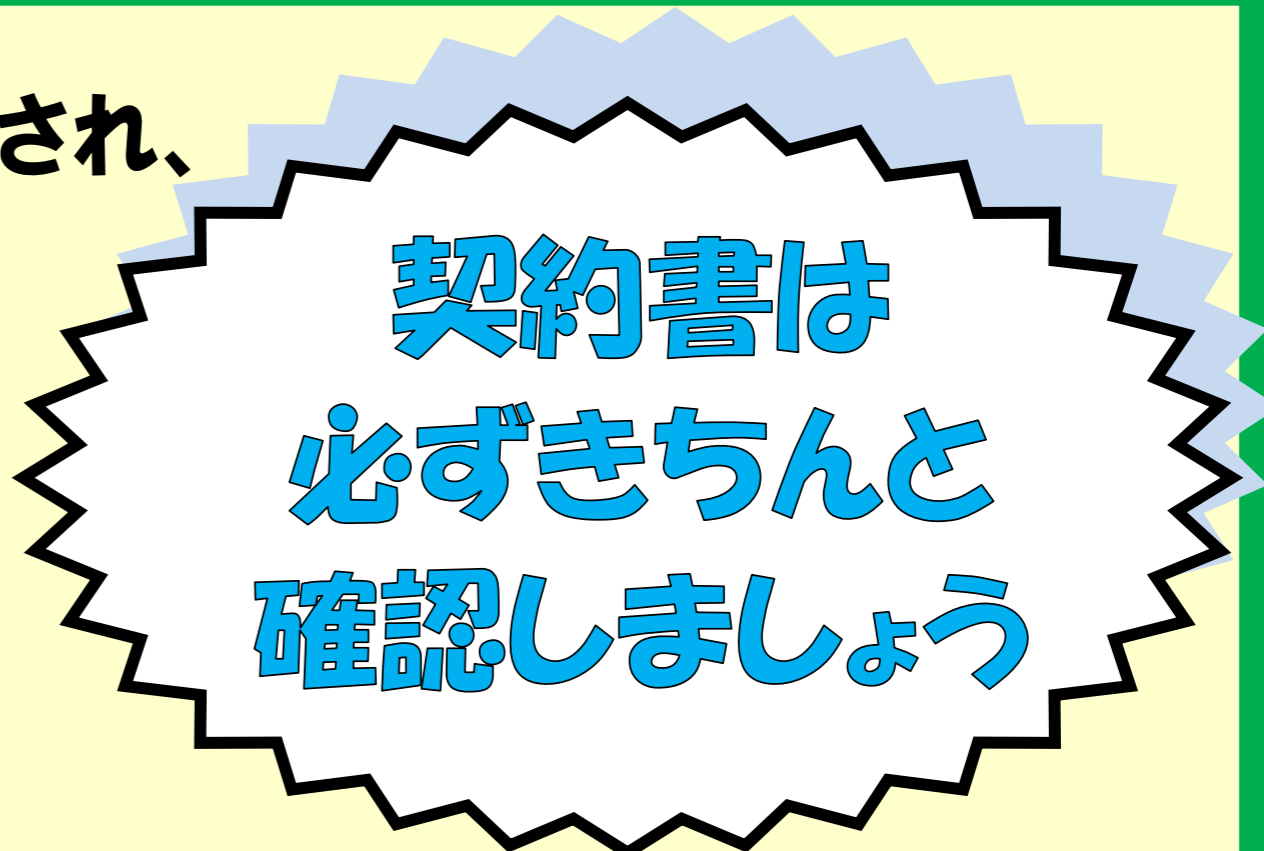
～ 固定通信サービス編 ～



◎平成28年5月21日から改正電気通信事業法が施行され、消費者保護ルールが充実・強化されました。

◎これにより固定通信サービスは販売形態を問わず、**初期契約解除ルールが適用されるようになりました。**

注) 契約解除までの利用料・工事費・事務手数料については、請求される可能性があります！



※気づいたときは、早めに相談しましょう！

イラスト:鈴木 薫

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう！

- 和歌山県消費生活センター
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛8F
電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904
(平日) 9:00~17:00 (土・日) 10:00~16:00 (電話相談のみ) (祝日・年末年始を除く)
- 専門相談員による消費者相談 第2・4水曜日13~16時
- くらしの窓口(紀の川くらしのネットワーク) 毎週水曜日13~15時
場所：紀の川市役所南別館2階 電話：0736-79-3919
- 紀の川市役所 農林商工部 商工観光課
紀の川市西大井338番地
電話：0736-77-2511 FAX：0736-79-3928
(平日) 8:45~17:30

